

令和4年広審第28号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年4月10日09時20分

香川県庵治港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 5.86メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 36キロワット

3 事実の経過

Aは、平成6年9月に進水し、前方及び側方を風防で囲んだ操縦区画を船体中央部に、操縦席を同区画右舷側に、舵輪、GPSプロッター及び機関遠隔操縦装置が組み込まれたコンソールパネルを同席前部に備えた、最大搭載人員が旅客6人及び船員1人の、レーダーを装備していないFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和4年4月10日06時40分香川県香西港を発し、同県男木島南方沖合に向かった。

ところで、a受審人は、数年前に故障して以来GPSプロッターを修理していなかったため、かつて同プロッター等で水路事情を把握していた男木島、香川県女木島及び同県坂出港沖合の水域で専ら釣りをしていた。

a受審人は、07時00分頃男木島南方沖合に到着して漂泊を始め、同島西岸沖合を北上しながら釣りを続けたものの釣果が得られず、釣果を求めて別の釣り場に向かうこととしたところ、同乗者が釣具店で入手した釣り場案内図を一見して庵治港なら釣果が期待できると見込み、08時30分男木島灯台から335度（真方位、以下同じ。）250メートルの地点を発進し、同港に向かった。

発進に先立ち、a受審人は、庵治港への入港経験がなかったばかりか、GPSプロッターが故障していて同港及び周辺水域の状況を把握することができなかったが、視認した陸岸や水上岩から距離を離せば釣りができると思い、水路事情を把握している水域に向かうなど、釣り場の選定を適切に行わなかった。

こうして、a受審人は、09時00分庵治港に到着し、2回目の釣りを終えて北方に向かって潮上りを開始し、09時16分半少し前庵治漁港一文字防波堤北灯台（以下「防波堤北灯台」という。）から

333度400メートルの地点に達し、潮上りを終えて2.2ノットの対地速力で右旋回を始め、09時20分防波堤北灯台から353度400メートルの地点において、Aは、旋回を終えて175度に向首したとき、原速力のまま、干出浜に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船尾船底の擦過傷等を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、男木島南方沖合で釣りをしながら漂泊中、釣果を求めて別の釣り場に向かう際、釣り場の選定が不適切で、水路事情を把握していない庵治港で釣りをしたことによって発生したものである。

a 受審人は、男木島南方沖合で釣りをしながら漂泊中、釣果を求めて別の釣り場に向かう場合、庵治港への入港経験がなかったばかりか、GPSプロッターが故障していて同港及び周辺水域の状況を把握することができなかったのだから、水路事情を把握している水域に向かうなど、釣り場の選定を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、視認した陸岸や水上岩から距離を離せば釣りができると思い、釣り場の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、水路事情を把握していない庵治港で釣りをして干出浜に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月16日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人